

「一般及び特定貨物自動車運送事業の新規許可申請事業者に対する法令試験の導入について(案)」に関するパブリックコメントの概要及び当省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>皆さんからいただいたご意見は合計で23件有り、ほとんどが法令試験の導入に賛成であるとのご意見でした。また、法令試験を効果的に行うための提案も多数いただきました。</p> <p>その主な内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①1～2年の仮許可にして、更新制にする。</li> <li>②安全マネジメントの知識を問うものにする。</li> <li>③労基法、29告示の内容を盛り込む。</li> <li>④許可後のチェック体制を強化する。</li> <li>⑤定期的な講習を実施する。等のご意見をいただきました。</li> </ul> <p>一方で、既存事業者の法令違反行為を徹底的に無くすことが先決ではないか。法令試験を実施しても法令違反の減少に結びつくとは考えがたい。の反対意見も1件いただきました。</p>	<p>今回の法令試験の導入については、最近の法令違反件数が高い水準にあることの要因のひとつとして、新規参入事業者の関係法令に対する知識不足が監査、巡回指導等を通じて指摘されていることから、参入時に法令試験を実施しようとするものです。試験を通じて、基礎的な関係法令の知識を経営者自ら理解をしていただき、そのうえで事業の参入をしていただくことを目的としています。</p> <p>試験の内容について、貨物自動車運送事業法のみならず、特に、過積載、過労運転の防止の観点から、安全マネジメント、労働基準法、29告示等安全に関する事項を盛り込むことに関しては、貨物自動車運送事業法に加え、貨物自動車運送事業輸送安全規則等、安全面について重点的に盛り込むことを検討したいと考えております。その他、試験以外の許可後フォローアップ等についても指摘いただいておりますが、このことについては、別途検討していきたいと考えております。</p> <p>また、反対意見も1件ありますが、今回の措置は、前述の理由のとおり、新規参入事業者に対しての運送事業者として最低限の基礎的な知識を取得してもらうことを目的としており必要なものと考えています。</p>